

様式第16の3（第34条の3関係）

表 面	
8センチメートル	
6 セ ン チ メ ー ト ル	第 号 電気用品安全法第 46 条第 2 項の規定による立入検査等 を行う独立行政法人製品評価技術基盤機構の職員の身分 証明書 3センチメートル 4 セ ン チ メ ー ト ル 写 真 押 出 ス タ ン プ
	所 属 氏 名 年 月 日生 年 月 日発行 独立行政法人 製品評価技術基盤機構理事長 印

裏 面

電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）抜すい
第 46 条
2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
4 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第 1 項又は第 2 項の規定による立入検査又は質問を行わせることができる。
第 58 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30 万円以下の罰金に処する。
十一 第 46 条第 1 項又は第 2 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。